Q. 非正規職員のなかで正規職員と同様に働いている者には、同一労働、同一賃金の考え方をいれるべきではないか

A. 平成32年度から始まる会計年度任用職員制度に向け検討している

ここを聞きました　宮田 好夫

- 非正規職員の処遇について
- 教員の働き方改革について
- 行財政改革について
- 町内会支援制度について

非正規職員について

宮田　本市の正規職員と非正規職員は何人か。

総務部長　正規職員は646人、嘱託職員77人、臨時職員405人となっている。

宮田　非正規職員の中で、正規職員と同様に働いている者には、同一労働、同一賃金の考え方を入れるべきではないか。

総務部長　一般行政部門の事務補助職には考えていないが、現場では正規職員に近い業務を担っている者もあると思う。平成32年度から始まる会計年度任用職員制度に向け検討している。

教職員の時間外労働削減について

宮田　昨年から行われている時間外労働の削減の取り組み内容はどのようなものか。

教育長　学校の退庁時間の設定、部活のお盆の休み、校務員の兼務配置などを行った。改革は教職員だけの努力ではなく、教育委員会や管理職が行うべきものもある。

中学校体育連盟、教職員組合、PTAとも話をしながら取り組んでいる。

宮田　昨年4月から6月の時間外労働は月平均で、小学校53・9時間、中学校51・2時間だったが、取り組みの成果はどうか。

教育長　昨年度全体での月平均は、小学校で44・4時間、中学校で39・9時間となっている。

宮田　今後の取り組みはどうか。

教育長　業務の時間短縮と子どもにきちんと向き合える体制の両方を行って行きたい。

Q. 立地適正化計画で住居が増えるなら、通学路を学校の整備、上下水道の整備と宅地造成、災害対策などを行うべき

A. 都市計画区域と周辺地域を結ぶ交通網の整備、公共施設の再配置を行う

ここを聞きました　石部 誠

- 市民負担がふえる行財政改革は進めるべきではないと考えるがいかがか
- 過年度災害復旧工事等の未払金発生事件における再発防止策は不完全ではないか
- 市の進める立地適正化計画は過疎を進め周辺地域を切り捨てることにはならないか

過年度災害復旧工事等の未払金発生事件における再発防止策は不完全ではないか

石部　未払金事件の原因については「①所属内の情報共有」「②上司や所属長への報告、相談」「③管理職の監督責任」の3つが上げられている。しかし、再発防止策には、①、②については、詳しく言及されているが、③の管理職の監督責任の再発防止策について記述が全くなく問題である。

副市長　市長を含め関係した職員を処分した。既にルールがあり、責任の取り方を決めているので、それが歯止めになる。

市の進める立地適正化計画は過疎を進め周辺地域を切り捨てることにはならないか

石部　立地適正化計画は、人口を市街地へ集積することにより過疎に拍車がかかるのではないか。また市民説明会で、会場参加者から住居の集積が行われるなら「成羽の用水管理などで住宅用地の整備を」「学校や通学路の整備が必要」「近似が住居移動先となっているが災害危険区域であるが」「栄町商店街に商店が増えるなら駐車場の確保を」など出された。こういった問題を解決する計画が立地適正化計画ではないか。

産業経済部長　高梁市の都市計画区域は4％。この区域と各地域（地域局等）交通ネットワークで結ぶ公共施設の再配置で2つ以上生活に困らないようにするのが計画である。

石部　市街地に住宅、店舗、施設等が移設する場合には補助や支援制度を設け特別扱いをするのか。

産業経済部長　団地造成など事業を優先する場合はあるが、区域を特定して行うことはない。

Q. 市有財産のうち、現在、活用されなくなった建物等について、中には何年も放置されている物件がある。草刈りなどの維持管理も発生するし、危険な状態にもなる。そうした市有財産の活用、処分について、どの様に考えているのか

A. 用地について21平方キロメートルもあり、今後、売却も含めてどのように管理していくかが課題であり、検討しているところである

ここを聞きました　黒川 康司

- 立地適正化計画について
- 町内会支援制度について
- 市有財産の活用、処分について
- 成羽複合施設（仮称）整備について
- スクールバス運行につい

市有財産の活用、処分について

黒川　市有財産のうち、現在では活用されなくなった建物等については行財政改革の中で検討されていると思うが、中にはいまだに何年も放置されている物件がある。市は空き家対策に力を入れているところであるが、市有財産についても放っておけば草刈りなどの維持管理も発生するし、危険な状態にもなってくる。そうした市有財産の活用、処分についてどの様に考えているのか。

市長　普通財産についても地元で活用したい意向を受けて残していたものが時代の流れとともに使われなくなったということで、手つかずのままになっている施設がたくさんある。例えば、坂本小学校跡があり、これは大正8年の建物であり、基本的にはもう活用できないため、壊さなければならないものと考えている。その他の施設についてもたくさんある。活用についても民間、地元ともに用途に苦慮されており、なかなか進まないので現状である。用地については、実に21平方キロメートルあり、今後、売却も含めてどのように管理していくかが課題であり、検討しているところである。

黒川　市有財産施設の周りの草刈りなどの維持管理についても、放置しておくだけでなく、地元との協議の中で、地域を存続させるための協働作業として検討していただきたい。

市長　これからも地域との話し合いも行っていき、課題解決に努力したい。

Q. 就学援助の入学用品費支給について、前倒し支給すべきではないか

A. 平成31年度の新入学者から入学前支給できるよう前向きに検討する

ここを聞きました　川上 博司

- 中小企業の設備投資を促す制度について
- 市営住宅の入居について
- 就学援助について

就学援助について

川上　就学援助は生活保護世帯に近いと市が認めた準要保護児童生徒が対象で、新入学用品費はランドセルや制服などの購入費の一部を補助する制度である。対象者は前年の世帯収入を基準に認定しているため、学用品費の支給は入学後の8月ごろとなっている。他市でも実施しているように、保護者の負担を軽減するため入学前支給すべきではないか。

教育長　就学援助の性質や他市とのバランスを総合的に考え、平成31年度に入学する児童生徒に対し、平成30年度中に新入学用品費が支給できるよう制度の変更を前向きに検討する。